

化学物質管理者講習（1日）案内書

法律根拠

- 労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号ロの規定により、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められるものから化学物質管理者を選任することとされています。
- この必要な能力を有する者には、化学物質管理者（専門的）講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者（専門的）講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいこととされています。
- 化学物質管理者の選任は、令和6年4月から義務化されました。
- この講習は、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など、製造事業場以外の事業場で選任される化学物質管理者を対象とする講習で、事業者が自律的な化学物質管理を任せることができるよう、必要な知識と実務能力を習得していただくための講習です。化学物質管理者への就任を予定される方には、是非とも受講いただきますようご案内いたします。

受講資格

特に制限はありません。

受講科目・講習時間

化学物質の危険性及び有害性並びに表示等(1.5H)、化学物質の危険性及び有害性等の調査(2H)、化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等(1.5H)、化学物質を原因とする災害発生時の対応(0.5H)、関係法令(0.5H)

受講料金

… 令和7年2月1日現在

- 一般：受講料 16,500円、テキスト代 2,970円、合計 19,470円
- 会員：受講料 14,300円、テキスト代 2,970円、合計 17,270円

